

(案)

<基本協定書>

目 次

第1章 総 則	1
第1条 （基本協定の目的）	1
第2条 （指定管理者の指定の意義）	1
第3条 （公共性の尊重）	1
第4条 （信義誠実の原則）	1
第5条 （用語の定義）	1
第6条 （管理物件）	1
第7条 （指定期間）	1
第2章 本業務の範囲と実施条件	1
第8条 （本業務の範囲）	2
第9条 （甲が行う業務の範囲）	2
第10条 （業務実施条件）	2
第11条 （業務範囲及び業務実施条件の変更）	2
第3章 本業務の実施.....	3
第12条 （本業務の実施）	3
第13条 （準備行為）	3
第14条 （第三者による実施）	3
第15条 （管理施設の改修等）	3
第16条 （緊急時の対応）	4
第17条 （情報管理）	4
第18条 （暴力団の利用の排除）	4
第19条 （暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務）	4
第4章 業務実施に係る甲の確認事項.....	4
第20条 （事業計画書）	4
第21条 （事業報告書）	5
第22条 （業務実施状況の確認と改善勧告）	5
第5章 指定管理料.....	5
第23条 （指定管理料の支払い）	5
第24条 （指定管理料の変更）	5
第6章 損害賠償及び不可抗力.....	6
第25条 （リスク分担）	6
第26条 （損害賠償等）	6
第27条 （第三者への賠償）	6
第28条 （保険）	6

第29条	(天災その他不可抗力の事態が生じた時の対応)	6
第30条	(天災その他不可抗力の事態によって発生した費用等の負担)	7
第31条	(天災その他不可抗力の事態による一部の業務実施の免除)	7
第7章	指定期間の満了	7
第32条	(業務の引継ぎ等)	7
第33条	(原状復帰義務)	7
第8章	指定期間満了以前の指定の取消し	8
第34条	(甲による指定の取消し)	8
第35条	(乙による指定の取消しの申出)	9
第36条	(不可抗力による指定の取消し)	9
第37条	(指定期間終了時の取扱い)	9
第9章	その他	9
第38条	(管轄裁判所)	9
第39条	(権利・義務の譲渡の禁止)	9
第40条	(請求、通知等の様式その他)	9
第41条	(協定の変更)	10
第42条	(解 釈)	10
第43条	(疑義についての協議)	10
別紙1	用語の定義	12
別紙2	管理物件	13
別紙3	リスク分担表	14

岸和田市都市公園・児童遊園等（南側）の管理及び運営に関する基本協定書

岸和田市（以下「甲」という。）と【相手方名】（以下「乙」という。）は、岸和田市都市公園・児童遊園等（南側）（以下「都市公園等」という。）の管理及び運営に関し岸和田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定に基づき次のとおり都市公園等の管理及び運営に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（基本協定の目的）

第1条 基本協定は、甲と乙が相互に協力し、都市公園等を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、都市公園等の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、乙の能力を活用することにより施設の設置目的を効果的に達成することにあることを確認する。

（公共性の尊重）

第3条 乙は、都市公園等の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び施設管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って基本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 基本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなるものとし、その内容は、（13）公園施設一覧表のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

（指定期間）

第7条 甲が乙を都市公園等の指定管理者として指定する期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日とする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 岸和田市都市公園条例(昭和41年条例第15号)第26条及び児童遊園条例(昭和39年条例第7号)第6条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 指定管理業務(都市公園条例)

- ア. 有料施設の使用許可等都市公園の利用に関する業務
- イ. 利用料金の還付及び減免に関する業務
- ウ. 都市公園の維持管理に関する業務
- エ. 都市公園の利用促進及びみどりの基本計画の促進に関する業務

(2) 指定管理業務(児童遊園条例)

- ア. 児童遊園の維持管理に関する業務
- イ. 児童遊園の利用促進及びみどりの基本計画の促進に関する業務

(3) 都市公園・児童遊園に共通

- ア. 公園行為許可等に関する業務
- イ. 災害時における避難場所としての施設に関する業務
- ウ. 前各号に掲げるもののほか、都市公園・児童遊園の管理に関し市長が必要と認める業務

(2) 自主事業業務

2 前項第1号に掲げる業務の細目は、仕様書及び各年度協定書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 都市公園等の目的外使用許可及びその使用料の徴収
- (2) 管理施設の大規模修繕及び改修に関する業務
- (3) 公園施設の設置管理許可及びその使用料の徴収に関する業務
- (4) 公園占用・目的外使用・設置の許可に関する業務
- (5) 公園の使用料の徴収に関する業務

(業務実施条件)

第10条 乙が指定管理業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりである。

- 2 乙は、都市公園等の設置目的に合致し、かつ指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。
- 3 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して自主事業計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。
- 4 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第11条 甲及び乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた本業務の範囲及び第10条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

2 甲及び乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第12条 乙は、基本協定、年度協定及び関係法令等のほか、事業計画書に従って本業務を実施するものとする。

2 基本協定、事業計画書の中に矛盾又は齟齬がある場合は、基本協定、事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、事業計画書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

(準備行為)

第13条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

第14条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理施設の改修等)

第15条 管理施設の増築、移設及び大規模改修等、乙の管理業務の実施に多大な影響を及ぼすと認められるもの（以下この条において「大規模改修等」という。）については、乙に通知の上、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 乙は、年間400万円を上限に第1項に規定する大規模改修等以外の修繕で1件あたりに100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下の修繕を実施するものとする。

3 乙の年間修繕金額が400万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えない場合は、その金額を指定管理期間内において、次年度に繰り越すことができるものとする。ただし、

指定管理期間内において、修繕金額の総額が2,000万円（消費税及び地方消費税含む。）に満たない場合、その差額を甲に指定された期日までに返還するものとする。

（緊急時の対応）

第16条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

（情報管理）

第17条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）の規定を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 乙が保有する指定管理業務にかかる情報の公開については、岸和田市情報公開条例（平成12年条例第9号）の規定の例により取り扱うよう努めるものとする。

（暴力団の利用の排除）

第18条 乙は本施設の利用許可に関して、暴力団（岸和田市暴力団排除条例（平成25年6月27日条例第35号。次条において「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動に利用される疑いのある場合は、甲と協議の上、適正に処理しなければならない。

（暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務）

第19条 乙は、管理業務の実施に当たって、暴力団員及び暴力団密接関係者（暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

第4章 業務実施に係る甲の確認事項

（事業計画書）

第20条 乙は、指定管理者の指定の申請時に甲に提出した事業計画書の内容に基づき、指定期間の年度ごとに年度事業計画書を作成し、当該年度の業務開始前に甲に提出し、その内容について甲の承認を受けなければならない。

2 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書)

第21条 乙は、毎年度終了後、本業務に関し、甲が指定する期日までに次の各項に示す事項を記載した事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 管理及び運營業務の実施状況及び施設の利用状況
- (2) 【利用料金 又は 使用料】の実績
- (3) 施設の管理に係る収支の状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか施設の管理及び運営実績を把握するために市長が必要と認める事項

2 乙は、甲が第36条から第38条に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況の確認と改善勧告)

第22条 甲は、事業報告書の確認のほか、乙による業務の実施状況を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

3 第1項による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第5章 指定管理料

(指定管理料の支払い)

第23条 甲は、乙に対して指定管理業務実施の対価として、令和8年4月1日から令和13年3月31日の5年間で249,103,000円を上限に指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う指定管理料の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。

3 指定管理料の支払いについては、甲乙協議の上作成する支払計画書に従い、乙が指定管理料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから30日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

4 第2項に定める指定管理料のうち、光熱費は、市が設定する使用量の範囲内において年度ごとに精算するものとし、その詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。

(指定管理料の変更)

第24条 甲及び乙は、指定期間中に賃金水準又は物価水準の変動により当初合意された指

定管理料が不適當となったと認めたときは、相手方に対して通知を持って指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の可否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

第6章 損害賠償及び不可抗力

(リスク分担)

第25条 甲及び乙は、想定されるリスクについて、「リスク分担表」のとおりそれぞれ責任を負うものとする。ただし、「リスク分担表」に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(損害賠償等)

第26条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第27条 本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第28条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

- (1) 全国市長会市民総合賠償補償保険
- (2) 建物総合損害共済

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

- (1) 指定管理者特約条項付きの施設賠償責任保険（第三者賠償保険を含む。）

(天災その他不可抗力の事態が生じた時の対応)

第29条 天災その他不可抗力の事態が生じた場合、乙は、天災その他不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に利用者の避難誘導、安全確保及び関係機関への通報等についての確な対応措置をとり、天災その他不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

2 天災その他不可抗力により損壊した施設躯体・設備、機器・備品の復旧の実施は原則甲が行うこととする。ただし、乙は基本協定等に定める災害対応業務として必要に応じて応急復旧を実施する。

(天災その他不可抗力の事態によって発生した費用等の負担)

第30条 天災その他不可抗力の事態の発生に起因した事業の中止・延期に伴い乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面を持って甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 天災その他不可抗力の事態の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 天災その他不可抗力の事態の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

5 天災その他不可抗力により損壊した施設躯体・設備、機器・備品の復旧に伴い増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。(応急復旧に係る費用を含む)

(天災その他不可抗力の事態による一部の業務実施の免除)

第31条 前条第2項に定める協議の結果、天災その他不可抗力の事態の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において基本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第7章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第32条 乙は、指定期間の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、指定期間の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第33条 乙は、指定期間の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。

2 前項の場合において、原状復帰等に要する期間は、サービスの変更・休止などにより市民等が不利益を被ることのないよう、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を空け渡すことができるものとする。

第8章 指定期間満了以前の指定の取消し

(甲による指定の取消し)

第34条 甲は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
- (3) 乙が基本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (4) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金などを供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (9) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第19条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告義務を履行しなかったとき。
- (11) 自らの責めに帰すべき事由により乙から基本協定締結の解除の申出があったとき
- (12) 乙の財務状況に重大な悪化が認められたとき
- (13) その他、甲が必要と認めるとき

2 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、30日前までにその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定の取消しの理由
- (2) 指定の取消しの要否
- (3) 乙による改善策の提示と指定の取り消しまでの猶予期間の設定
- (4) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。

4 乙は、第1項の規定により協定が解除されたときは、違約金として当該指定が取り消された年度における年度協定に規定する指定管理業務に係る対価（指定期間開始前にこの協定を解除した場合は、指定期間の初年度における管理業務に係る対価）の10分の1を甲に支払わなければならない。

5 甲は、実際に生じた損害が前項に規定する違約金の額を上回る場合は、別に損害賠償

を請求することができる。

- 6 乙は、第1項の規定により期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止がされたときは、甲に違約金を支払わなければならない。違約金は、第4項に定める範囲内で甲が定め乙に通知するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第35条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が基本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき
- 2 乙が、前項の規定による申し出を行おうとするときは、その6ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。
- 3 前2項により指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については甲乙協議して定める。

(不可抗力による指定の取消し)

- 第36条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。
- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項における取消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第37条 第34条から第36条の規定は、第37条から第39条の規定により指定期間満了前に基本協定が終了した場合についても、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

第9章 その他

(管轄裁判所)

第38条 基本協定に基づく訴訟に関しては、大阪地方裁判所を管轄裁判所とする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第39条 乙は、基本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(請求、通知等の様式その他)

- 第40条 基本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、基本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。
- 2 基本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 基本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、基本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(協定の変更)

第41条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容に変更が生じたとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、基本協定の規定を変更することができるものとする。

(解 釈)

第42条 甲が基本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第43条 基本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたときは、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

基本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲（岸和田市）

所在地 岸和田市岸城町7番1号

名 称 岸和田市

代表者 佐野 英利

印

（建設部公園緑地課取扱い）

乙（指定管理者）

所在地 ○○

名 称 ○○

代表者 ○○

印

別紙 1 用語の定義

- (1) 「指定開始日」とは、指定期間が開始する日のことをいう。
- (2) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う指定管理業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 「自主事業」とは、基本協定に規定した指定管理業務以外の業務として、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (4) 「年度協定」とは、基本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- (5) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

(案)

<年度協定書>

目 次

第 1 条	(年度協定の目的)	1
第 2 条	(令和 年度の業務内容)	1
第 3 条	(令和 年度の指定管理料)	1
第 4 条	(疑義等の決定)	2

岸和田市都市公園・児童遊園等（南側）の管理及び運営に関する年度協定書

岸和田市（以下「甲」という。）と【相手方名】（以下「乙」という。）は、令和8年〇月〇日に、岸和田市都市公園・児童遊園等（南側）（以下「都市公園等」という。）の管理及び運営に関して締結した都市公園等の管理及び運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、都市公園等の管理及び運営に関する年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、都市公園等の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び指定管理業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（令和8年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、令和8年度の業務内容は、基本協定書及び年度事業計画書に定めるとおりとする。

（令和8年度の指定管理料）

第3条 乙が甲（甲が乙）から受領すべき令和 年度の指定管理料は、金〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 前項の指定管理料（施設使用料）は、別紙支払計画書により、甲が乙に支払うものとする。3 第1項に定める指定管理料のうち、電気使用料金は下表「(ア) 市が示す値」、「(イ) 実績」及び「(ウ) 精算の考え方」に基づき精算を、ガス使用料金は下表「(エ) 市が示す値」、「(オ) 実績」及び「(カ) 精算の考え方」に基づき精算を行うものとする。

気 使 用 料 金	(ア)	市が設定した電気使用量 1kWh あたりの設定単価【A】 市が設定した年間電気使用量【B ¹ 高压】 市が設定した年間電気使用量【B ² 低压】 市が設定した年間電気使用量【B ³ 定量】：定量 市が設定した高压の年間電気使用料金【C ¹ 】＝【A】×【B ¹ 】 市が設定した低压の年間電気使用料金【C ² 】＝【A】×【B ² 】 市が設定した定量の年間電気使用料金【C ³ 】＝1,823,227 円 収支予算書に計上した電気使用料金【C】＝【C ¹ 】＋【C ² 】＋【C ³ 】＝3,402,988 円 精算の上限とする年間電気使用量【U ¹ 】＝【B ¹ 】×1.05 精算の下限とする年間電気使用量【L ¹ 】＝【B ¹ 】×0.95 精算の上限とする年間電気使用量【U ² 】＝【B ² 】×1.05 精算の下限とする年間電気使用量【L ² 】＝【B ² 】×0.95 ※電気使用料金【C】については1,000 円未満の端数を切り上げ 年間電気使用量【U ¹ 】、【U ² 】、【L ¹ 】、【L ² 】については小数点第1位を切り上げ
	(イ)	高压・低压・定量それぞれについて精算する 令和8年度中の年間電気使用量実績【α】(kWh) 令和8年度中の年間電気使用料金実績【β】(円) 令和8年度中の電気使用量 1kWh あたりの平均単価【γ】＝【β】／【α】(円)
	市 が 示 す 値	

		※電気使用量 1kWh あたりの平均単価【 γ 】については小数点第 3 位を切り上げ
(ウ)		- 令和 8 年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の上限とする年間電気使用量【U^1】を超えた場合、【U^1】までを精算対象とする。 $\text{精算額} = 【C^1】 - (【\gamma】 \times 【U^1】)$ - 令和 8 年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の上限とする年間電気使用量【U^2】を超えた場合、【U^2】までを精算対象とする。 $\text{精算額} = 【C^2】 - (【\gamma】 \times 【U^2】)$ - 令和 8 年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の上限とする年間電気使用量【U^1】から精算の下限とする年間電気使用量【L^1】の範囲内の場合、令和 8 年度中の年間電気使用料金実績【β】を精算対象とする。 $\text{精算額} = 【C^1】 - 【\beta】$ - 令和 8 年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の上限とする年間電気使用量【U^2】から精算の下限とする年間電気使用量【L^2】の範囲内の場合、令和 8 年度中の年間電気使用料金実績【β】を精算対象とする。 $\text{精算額} = 【C^2】 - 【\beta】$ - 令和 8 年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の下限とする年間電気使用量【L^1】を下回った場合、【L^1】までを精算対象とする。 $\text{精算額} = 【C】 - (【\gamma】 \times 【L^1】)$ - 令和 8 年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の下限とする年間電気使用量【L^2】を下回った場合、【L^2】までを精算対象とする。 $\text{精算額} = 【C】 - (【\gamma】 \times 【L^2】)$ - 定量については、実績精算とする ※算出された精算額が「正の数」であった場合は、指定管理者から市へ当該精算額を返還するものとし、「負の数」であった場合は、市から指定管理者へ当該精算額を支払うものとする。ただし、算出された精算額が「0」であった場合は、精算を行わないものとする。
	精算の考え方	

(疑義等の決定)

第4条 年度協定に定めのない事項については、基本協定書及び年度事業計画書によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

年度協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年〇月〇日

甲（岸和田市）

所在地 岸和田市岸城町7番1号

名 称 岸和田市

代表者 佐野 英利 印

（建設部公園緑地課取扱い）

乙（指定管理者）

所在地 〇〇

名 称 〇〇

代表者 〇〇 印